

【各種預金規定改定について】

1. 自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定等

(1) 2022年9月12日(月)をもちまして以下の預金規定を改定いたします。

<ul style="list-style-type: none"> ●期日指定定期預金規定 ●自動継続期日指定定期預金規定 ●自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定 ●自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定 ●自由金利型定期預金規定 ●自動継続自由金利型定期預金規定 ●自動つみたて定期預金規定 ●非居住者円定期預金規定 ●自動つみたて定期預金(長期型)規定 ●自動つみたて定期預金規定(スーパーパック) ●目的つみたて定期預金規定 	<ul style="list-style-type: none"> ●積立定期預金規定 ●<旧東京三菱店用>自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定 ●<旧東京三菱店用>自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定 ●市場金利連動型定期預金(スーパーMMC)規定(証書式) ●財形定期預金(積立式)規定 ●財形住宅預金規定 ●財形年金預金規定 ●確定拠出年金専用定期預金規定
--	--

(2) 改定内容

改定内容は以下の通りです。以下に例示した規定以外も、同様の改定を行います(規定によって変更事項は異なります)。

・満期日前に解約する利息の計算における預入期間に応じて適用される利率について、小数点以下4桁未満を切捨てする場合として、「6か月未満の預入期間における利率を除き」を追記。

自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定		
条項	現状	本件後(改定箇所) <u>に下線</u>
第3条第3項	この預金を4.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。	この預金を4.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、 <u>預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(6か月未満の預入期間における利率を除き、小数点第4位以下は切捨てます。)</u> によって計算し、この預金とともに支払います。

2. 貯蓄預金スイング(自動振替)サービス規定等

(1) 2022年11月14日(月)をもちまして以下の預金規定を改定いたします。

- 貯蓄預金スイング(自動振替)サービス規定
- スーパーおまとめサービス規定
- ステップアップ規定

(2) 改定内容

改定内容は以下のとおりです。以下に例示した規定以外も、同様の改定を行います。

・通知等の規定条項の新設

貯蓄預金スイング(自動振替)サービス規定		
条項	現状	本件後
第8条	規定なし	届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

以上